

疫情期間現地法人駐在員更替の関連 Q&A

2020 年初、新型コロナウイルス感染症が全球に波及し、世界各国は外国人の出入国を制限する水際対策や措置を講じている。このような状況下では、現地法人の駐在員交代が難題となっている。本稿では、中国法律法規及び現時点での外国人出入国に関する実務取扱状況を踏まえ、現在の現地法人駐在員交代に関する事項を FAQ 形式で紹介する。

Q1. 新冠肺炎疫情（以下簡稱“疫情”）期間、根据中国境内设立的現地法人（以下簡稱“現地法人”）或中国境外的母公司（以下簡稱“总部”）要求，現地法人可能需要更替駐在員¹，在此情形下，新任駐在員的工作权限如何产生、何时生效？

A: 《中华人民共和国公司法》規定，如果新任駐在員在現地法人担任總經理、副總經理、財務負責人等職務的，其工作权限来源于現地法人董事會的任命，生效時間為董事會發布的任命決定上所載明的時間；如果新任駐在員在現地法人担任除上述職務以外的其他管理人員職務，那麼，原則上（各公司的內部規定可能不同），其工作权限来源于現地法人總經理的任命，生效時間為總經理發布的任命決定上所載明的時間。

如果現地法人董事會或總經理的任命決定實際上是根據總部的任命決定所作出，那麼，新任駐在員的工作权限實質上来源于總部的任命決定，生效時間實質上為總部的任命決定上所載明的時間（或者说，董事會或總經理的任命決定上所載明的時間，將與總部任命時間一致）。

Q2. 假设現地法人或總部的任命決定于 2020 年 4 月 1 日起生效，但因疫情影响，新任駐在員迟遲未能赴任的，新任駐在員对現地法人有无工作权限？

A: 結合 Q1 的答复，新任駐在員对現地法人具有工作权限。即便新任駐在員的变更导致現地法人需要辦理政府備案手續，未辦理該等備案手續并不影响新任駐在員的工作权限及其生效時間點。

コロナ禍での現地法人駐在員交代に関する FAQ

2020 年初め、新型コロナウイルス感染症発生による影響が世界中に広がり、その対策として、諸国が外国人の出入国を制限する水際対策や措置を講じている。このような状況下では、現地法人の駐在員交代が難題となっている。本稿では、中国法律法規及び現時点での外国人出入国に関する実務取扱状況を踏まえ、現在の現地法人駐在員交代に関する事項を FAQ 形式で紹介する。

Q1. 新型コロナウイルス感染症発生による影響（以下「コロナ禍」という）下であっても、中国国内で設立された現地法人（以下「現地法人」という）又は中国国外の親会社（以下「本社」という）の要求により、現地法人が駐在員¹の交代を行わなければならない可能性があり、その場合、後任駐在員の職務権限はどのように発生し、どの時点で効力が生じるか？

A: 「中華人民共和國会社法」の規定によれば、後任駐在員が現地法人で總經理、副總經理、財務責任者等の職務に就く場合、その職務権限は現地法人董事會的任命によるものであり、発効日は董事會が發布する任命決定書に明記された日となる。後任駐在員が現地法人で上記職務以外の管理職に就く場合、各社の社内規則によっても異なるが、原則として、職務権限は現地法人總經理の任命によるものであり、発効日は總經理が發布した任命決定書に明記された日となる。

もしも現地法人董事會又は總經理の任命決定が、実際には、本社の任命決定に基づきなされたものであるならば、後任駐在員の職務権限は、實質的には本社の任命決定によるものであり、その発効日は本社の任命決定書に明記された日となる（董事會又は總經理の任命決定書に明記される日は、本社からの任命日と一致する、とも言える）。

Q2. 仮に現地法人又は本社の任命決定は 2020 年 4 月 1 日から発効するが、コロナ禍で後任駐在員がなかなか赴任できない場合、後任駐在員は現地法人に対し職務権限を有するか？

A: Q1 の回答を踏まえると、後任駐在員は現地法人に対し職務権限を有する。後任駐在員に変更することで現地法人は政府届出手続きを行う必要があるが、たとえ当該届出手続きを行っていなかったとしても、後任駐在員の職務権限及びその発効時期には影響しない。

¹ 本文所称“駐在員”是指，与总部或現地法人建立劳动关系，由总部委派至現地法人工作的外國籍人員。

¹ 本稿でいう「駐在員」とは、本社又は現地法人との間で労働関係を有し、本社から現地法人へ委任派遣され、職に就く外國籍人員をいう。

Q3. 在 Q2 的基础上，如果新任驻在员实际不在中国境内，其能否委托现地法人的其他同事代为行使工作权限？委托工作权限的程序是什么？

A: 新任驻在员将工作权限委托给其他同事的行为属于《民法总则》规定的委托代理行为，且不属于具有人身属性的行为（人身属性的行为，例如，结婚登记、收养子女、演出等），因此，新任驻在员可以委托现地法人的其他同事代为行使工作权限。

委托工作权限的程序如下：

1. 如果总部或现地法人的内部规章制度对委托工作权限有明确规定的，应按照该等规定委托工作权限；
2. 在总部或现地法人的内部规章制度没有对委托工作权限的明确规定的情况下，委托人（新任驻在员）向受托人（现地法人的其他同事）出具授权委托书，授权委托书中需注明委托人和受托人的基本身份信息、委托事项、委托权限、委托期限等信息，并由委托人签字。

Q4. 如果新任驻在员此前在中国境内的其他关联公司工作，能否变更工作单位？如果原任职企业也因新任驻在员未到期而导致其无法离开的，其能否在现地法人和关联公司兼职工作？

A: 可以变更工作单位，根据《外国人在中国就业管理规定》第十九条及第二十三条的规定，新任驻在员需要重新办理或变更工作许可证，并变更工作类居留证。

根据《外国人在中国就业管理规定》第二十三条的规定，外国人只能在其就业证上注明的单位就业，不得在其他单位兼职工作。但上海地区有例外规定，根据《关于贯彻〈外国人在中国就业管理规定〉的若干意见》第二十条规定，如果总部投资设立的几家企业均注册在上海（包括外商独资企业，与中方和/或其他外方共同投资设立的企业，投资比例没有限制），那么，由总部派遣的驻在员可在该几家企业中兼职。

Q5. 在 Q2 的基础上，如果旧任驻在员与现地法人的劳动合同到期，且未获得总部或现地法人的继续任命或已被免职，由于新任驻在员迟迟未到，其能否继续在现地法人任职？其是否具有工作权限？

A: 根据《外国人在中国就业管理规定》第十八条，旧任驻在员劳动合同到期的，其工作许可即行失效，

Q3. Q2 の前提のもと、もしも後任駐在員が中国国内に実際に居住しておらず、現地法人の同僚にその職務権限の代行を委託することができるか？職務権限を委託するためには、どのような手順を踏む必要があるか？

A: 後任駐在員が職務権限を同僚に委託する行為は、「民法総則」に定める委託代理行為に該当し、且つ一身専属的な行為（例えば、結婚登記、養子縁組、演出等一身専属性を有する行為）には該当しないことから、後任駐在員は職務権限の代行を現地法人の同僚に委託することができる。

職務権限を委託する手順は以下の通りである。

1. 本社又は現地法人の内部規則制度に、職務権限の委託について明確な規定がある場合は、当該規定に従い、職務権限を委託しなければならない。
2. 本社又は現地法人の内部規則制度に、職務権限の委託について明確な規定がない場合、委託者（後任駐在員）は受託者（現地法人の同僚）に対して授權委任状を発行し、授權委任状には、委託者と受託者の本人基本情報、委託事項、委託権限、委託期限等の情報を明記した上で委託者が署名する必要がある。

Q4. もしも後任駐在員がそれまで中国国内の他の関連会社に勤務していた場合、雇用先を変更することはできるか？旧雇用先企業で、後任駐在員が着任していないため一時的に職務から離れられない場合、現地法人及び関連会社で兼務することはできるか？

A: 雇用先を変更することはできる。「外国人在中国就業管理規定」第十九条及び第二十三条の規定によるならば、後任駐在員は就労許可証手続きを改めて行い、又は変更手続きを行い、且つ就労類居留証を変更しなければならない。

「外国人在中国就業管理規定」第二十三条の規定によると、外国人は就業証に明記されている雇用先でしか就労できず、他の組織で兼職してはならないとされている。但し、上海地区では例外規定があり、つまり、「『外国人在中国就業管理規定』の貫徹に関する若干意见」第二十条では、本社が投資し設立した複数の企業がいずれも上海に登録している場合（外商独資企業、中国側及び/又は他の外国投資者と共同で投資し設立した企業を含み、投資比率に制限はない）、本社から派遣される駐在員はこれらの企業で兼務することができる、と定められている。

Q5. Q2 の前提のもと、もしも前任駐在員と現地法人との労働契約の期間が満了し、且つ本社又は現地法人から再任の任命がまだ下されておらず又はすでに解任されたが、後任駐在員が着任できていない場合、前任駐在員は引き続き現地法人で職務に就くことができるか？職務権限を有するか？

A: 「外国人在中国就業管理規定」第十八条によると、前任駐在員の労働契約期間が満了している場合、就

現地法人应向政府部门报告并交还工作许可证及工作类居留证，即、旧任驻在员不得继续在現地法人任职，也没有相应工作权限。

Q6. 在 Q2 的基础上, 如果旧任驻在员虽未被免职, 但是其工作许可即将到期, 怎么办?

A: 如果旧任驻在员的劳动合同未到期, 但工作许可证即将到期, 那么, 現地法人有义务为旧任驻在员办理工作许可延期。

如果旧任驻在员的劳动合同和工作许可证均到期, 且現地法人希望继续聘用旧任驻在员, 那么, 現地法人应与旧任驻在员续签劳动合同, 并在原劳动合同到期前三十日内向政府部门提出延长聘用时间的申请, 为其办理工作许可延期。

Q7. 近期, 外国人办理入境中国签证的情况如何? 如果新任驻在员无法办理工作签证时, 是否可办理商务签证等其他签证种类? 办理其他种类的签证, 但实际上是在中国境内工作, 有无风险?

A: 根据《关于暂时停止持有效中国签证、居留许可的外国人入境的公告》的相关规定², 外国人暂时无法使用目前有效的来华签证和居留许可入境; 如果外国人来华从事必要的经贸、科技等活动, 以及出于紧急人道主义需要, 可重新申办签证、入境, 但目前中国各地并未就此出台明确的政策。实务操作中, 疫情期间外国人申请新的签证事宜一直处于停滞状态; 近期, 据我们与政府部门的沟通、了解, 正在逐步开放外国人的商务签证 (M 字签证), 但暂无法办理外国人的工作签证 (Z 字签证)。目前, 上海、江苏、珠海等地方政府外事部门、商务部门已经开始受理企业的申请, 并且已经有个别外国人获得批准, 取得邀请函并成功办理了商务签证入境。

労許はその時点で失効することになり、現地法人は政府部門へ報告の上、且つ就労許可証及び就労類居留証を返納しなければならない、とされている。つまり、前任駐在員は引き続き現地法人で職に就くことはできず、相応の職務権限も有しない。

Q6. Q2 の前提のもと、前任駐在員は解任されていないが、その就労許可がまもなく期間切れとなる場合、どのように取り扱うべきか?

A: もしも前任駐在員の労働契約期間が満了していないが、就労許可証がまもなく期間切れとなる場合、現地法人は、前任駐在員の就労許可延期手続きを行う義務がある。

もしも前任駐在員の労働契約と就労許可証がいずれも期間切れとなるが、現地法人が前任駐在員の雇用を継続したい場合、現地法人は前任駐在員との労働契約を更新し、且つ旧労働契約期間が満了する日から遡って 30 日以内に、政府部門に対し雇用期間延長の申請を行い、就労許可延期手続きを行わなければならない。

Q7. 直近において、外国人の中国入境査証手続きの状況はどうなっているか? もしも後任駐在員が就労ビザ手続きを行うことができない場合、商用ビザ等その他のタイプのビザ手続きを行うことはできるか? その他タイプのビザ手続きを行い、実際に中国国内で就労する場合、リスクを伴わないか?

A: 「有効な訪中査証や居留許可を所持する外国人の入境を一時停止する公告」の規定²によると、外国人は現時点で有効な訪中査証及び居留許可をもって入境することが一時的にできず、外国人が訪中して必要な経済貿易、科学技術等の活動に従事する場合、及び緊急の人道主義の必要に基づく場合は、査証の申請手続きを改めて行ったうえで入境することができる、とされているが、現在、中国各地ではこの点についての明確な政策を出していない。実務上、コロナ禍において、外国人向けの査証申請作業は停滞したままであり、直近で政府部門に問い合わせたところ、外国人向けの商用ビザ (M ビザ) の再開が段階的に進められている最中ではあるが、外国人向けの就労ビザ (Z ビザ) 手続は現時点でまだ取り扱うことができていないとのことである。現在、上海、江苏、珠海等地方政府的な外事部門、商務部門では、企

² 《关于暂时停止持有效中国签证、居留许可的外国人入境的公告》(中华人民共和国外交部、国家移民管理局; 2020 年 3 月 26 日): 鉴于新冠肺炎疫情在全球范围快速蔓延, **中方决定自 2020 年 3 月 28 日 0 时起, 暂时停止外国人持目前有效来华签证和居留许可入境。** 暂停外国人持 APEC 商务旅行卡入境。暂停口岸签证、24/72/144 小时过境免签、海南入境免签、上海邮轮免签、港澳地区外国人组团入境广东 144 小时免签、东盟旅游团入境广西免签等政策。持外交、公务、礼遇、C 字签证入境不受影响。**外国人如来华从事必要的经贸、科技等活动, 以及出于紧急人道主义需要, 可向中国驻外使领馆申办签证。外国人持公告后签发的签证入境不受影响。**

² 「有効な訪中査証や居留許可を所持する外国人の入境を一時停止する公告」(中华人民共和国外交部、国家移民管理局。2020 年 3 月 26 日): 新型コロナウイルス感染による肺炎の状況が世界中で急速に蔓延していることに鑑み、**中国は 2020 年 3 月 28 日 0 時より、現在有効な訪中査証及び居留許可を持つ外国人の入境を一時的に停止することを決定した。**

APEC・ビジネス・トラベル・カードを持つ外国人の入境も一時停止する。寄港地ビザ、24/72/144 時間通過ビザ免除、海南省入境ビザ免除、上海クルーズ船ビザ免除、香港・マカオ地区の外国人が団体で広東省に入境する際の 144 時間ビザ免除、ASEAN からの旅行団体が広西チワン族自治区に入境する際のビザ免除等の政策も一時的に停止する。外交、公務、礼遇、乗務員 (C) ビザで入境する場合は影響を受けない。**外国人が訪中して必要な経済貿易、科学技術等の活動に従事する場合、及び緊急の人道主義の必要に基づく場合は、中国の在外公館に査証の申請をすることができる。公告後に査証を発給された外国人の入境については影響を受けない。**

根据《外国人在中国就业管理规定》第八条的规定，在中国就业的外国人应持 Z 字签证入境，因此，持有商务签证等其他种类签证的外国人不得在中国境内就业；此外，持有商务签证在华可停留时间通常不得超过 180 天，部分地区（例如，苏州）仅允许办理 90 天的在华签证。

如果外国人持有商务签证等其他种类签证在中国境内工作的，存在被认定为“非法就业”的风险。根据《外国人在中国就业管理规定》第八条的规定，只有外国人持有 Z 字签证，才能办理工作许可和工作类居留证件，结合《中华人民共和国出境入境管理法》第四十一条和第四十三条的规定，外国人未取得工作许可和工作类居留证件在中国境内工作的，属于“非法就业”。

Q8. 对于持有《外国人永久居留证》的外国人，是否可以不受签证、疫情等影响继续留在中国？如何申请《外国人永久居留证》，需具备的条件是什么？办理时间大致需要多久？

A: 根据《外国人在中国永久居留审批管理办法》第二条及第四条规定，持有《外国人永久居留证》的外国人，无需办理任何签证，也不受疫情等影响，可继续留在中国。

目前，外国人申请《外国人永久居留证》的条件如下表所示：

类别	主要申请条件区别
投资人员	满足以下条件之一： <ul style="list-style-type: none"> ▪ 国家鼓励类产业实际投资合计 50 万美元以上（连续 3 年）； ▪ 在中国西部地区、国家扶贫开发工作重点县实际投资合计 50 万美元以上（连续 3 年）； ▪ 在中国中部地区实际投资合计 100 万美元以上（连续 3 年）； ▪ 在中国实际投资合计 200 万美元以上（连续 3 年）。
任职人员	满足以下所有条件： <ol style="list-style-type: none"> ① 担任副总经理等职务以上或具有副教授等副高级职称以上，且享受同等待遇满 4 年； ② 任职单位符合《审批管理办法》中的单位要求； ③ 4 年内在华居留不少于 3 年，纳税良好。

業からの申請の受理を開始しており、すでに個別の外国人が許可を経て、招へい状を取得し、商用ビザをもって入境している。

「外国人在中国就業管理規定」第八条の規定によると、中国で就労する外国人は Z ビザをもって入境しなければならないとされており、そのため、商用ビザ等その他のタイプの査証を所持する外国人は中国国内で就労してはならない。また、商用ビザを所持しても、中国での滞在期間は通常、180 日を超えてはならず、一部地域では、（例えば、蘇州など）90 日の中国滞在査証手続きだけを認めている。

外国人が商用ビザ等その他のタイプの査証を所持し、中国国内で就労する場合、「不法就労」と認定されるリスクを伴う。「外国人在中国就業管理規定」第八条の規定によれば、外国人は Z ビザを所持する場合のみ、就労許可及び就労類居留証手続きを行うことができるとされており、「中華人民共和国出境入境管理法」第四十一条及び第四十三条の規定を踏まえると、外国人が就労許可及び就労類居留証を取得せずに、中国国内で就労した場合、「不法就労」に該当することになる。

Q8. 「外国人永久居留証」を所持する外国人は、査証、コロナ禍等の影響を受けることなく、引き続き中国に滞在することができるのか？「外国人永久居留証」の手続きはどのように行えばよいのか？手続きを取り扱うには、どのような条件を満たす必要があるか？手続き完了までの必要期間はどれくらいか？

A: 「外国人在中国永久居留審査許可管理弁法」第二条及び第四条の規定によれば、「外国人永久居留証」を所持する外国人は、査証手続きは一切不要とし、コロナ禍等の影響も受けることなく、引き続き中国に滞在することができるとしている。

現在、外国人が「外国人永久居留証」を申請するために必要とされる条件は、下表の通りである。

種別	主な申請条件の区别
投資者	以下に掲げる条件のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 国家奨励類産業への実際の投資額が合計 50 万米ドル以上（連続 3 年間）である。 ▪ 中国の西部地域、国家困窮者支援開発事業重点県への実際の投資額が合計 50 万米ドル以上（連続 3 年間）である。 ▪ 中国の中部地域への実際の投資額が合計 100 万米ドル以上（連続 3 年間）である。 ▪ 中国への実際の投資額が合計 200 万米ドル以上（連続 3 年間）である。
任職者	以下に掲げる全ての条件を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ① 副総経理等の職務以上に就き、又は副教授等の副高級職稱以上であり、且つそれと同等の待遇を満 4 年間享受している。 ② 雇用先が「審査許可管理弁法」における雇用先に対する要求に合致する。 ③ 4 年間中国に居留し、その期間が 3 年間を下回ってはならず、納税記録が良好な者。

夫妻团聚	<p>满足以下所有条件：</p> <p>① 其中一方是中国公民（有中国常住户籍）或获得永久居留资格的外国人；</p> <p>② 结婚满 5 年，并连续在华居住满 5 年且每年不少于 9 个月；</p> <p>③ 稳定的生活保障和住处。</p>
亲子团聚	<p>满足以下所有条件：</p> <p>① 父母其中一方是中国公民（有中国常住户籍）或获得永久居留资格的外国人；</p> <p>② 申请人需为外籍未满 18 岁且未婚；</p> <p>③ 父母的中国结婚证明；</p> <p>④ 申请人的出生证明或亲子关系证明，或收养证明。</p>
亲属投靠	<p>满足以下所有条件：</p> <p>① 申请人需要满 60 岁以上；</p> <p>② 境外无直系亲属；</p> <p>③ 连续在华居住满 5 年以上，每年不少于 9 个月；</p> <p>④ 与境内投靠亲属的关系证明；</p> <p>⑤ 投靠人的经济来源证明或被投靠人的经济担保证明；</p> <p>⑥ 外籍华人需提供国籍确认相关资料。</p>
地区政策	<p>中国各省份（或地区）可能对外国人申请外国人永久居留有特殊规定。例如，在上海地区的“双自”（张江国家自主创新示范区、中国（上海）自由贸易试验区）“双创”（国务院批准设立的“大众创业、万众创新”示范基地）地区，外国人在区内单位连续工作满 4 年，纳税记录良好，且每年在中国境内实际居住累计不少于 6 个月的外籍华人，可申请办理外国人永久居留。</p>

外国人申请办理《外国人永久居留证》的时间通常为自申请之日起 180 个工作日内办结。

结语

以上仅就现地法人驻在员更替中的几个相关问题进行解答，其中，由于目前全球每天仍有数十万新增病例，疫情发展不稳定，关于外国人入境中国的签证政策可能仍在不断发生变化，因此，各企业在实际办理驻在员入境中国的政策时，仍需与当地政府部门进行具体沟通。对此，我们也将会持续关注。

（里兆律师事务所 2020 年 07 月 24 日编写）

夫婦団聚	<p>以下に掲げる全ての条件を満たすこと。</p> <p>① 配偶者の一方が中国公民（中国常住户籍者）であり、又は永久居留資格を取得している外国人である。</p> <p>② 結婚して満 5 年に達し、且つ毎年の居留期間が 9 か月を下回ってはならない。</p> <p>③ 安定した生活の保障と住所を有する。</p>
親子団聚	<p>以下に掲げる全ての条件を満たすこと。</p> <p>① 両親の一方が中国公民（中国常住户籍者）であり、又は永久居留資格を取得している外国人である。</p> <p>② 申請者が外国籍者、満 18 才未満、且つ未婚者でなければならない。</p> <p>③ 両親の中国における結婚証明。</p> <p>④ 申請者の出生証明又は親子関係証明、又は養子縁組証明。</p>
親族扶養	<p>以下に掲げる全ての条件を満たすこと。</p> <p>① 申請者が満 60 才以上。</p> <p>② 中国国外に直系の親族がない。</p> <p>③ 中国滞在が連続して満 5 年以上に達し、且つ毎年 9 か月を下回ってはならない。</p> <p>④ 身を寄せられる国内の親族との関係の証明。</p> <p>⑤ 身を寄せる者の資金源証明又は身を寄せられる者の経済的担保証明。</p> <p>⑥ 外国籍を有する中国人の場合、国籍確認に関する資料の提出を要する。</p>
地域政策	<p>中国各省（又は地域）では、外国人による外国人永久居留の申請について特別な規定を定めている。例えば、上海の「双自」（張江国家自主创新示范区、中国（上海）自由貿易試験区）、「双创」（国务院の批准を経て設立された「大衆の起業、万人の革新」模範基地）地域において、外国人が区内の組織における勤続年数が満 4 年に達し、納税記録が良好であり、且つ毎年の中国国内居住期間が累計して 6 ヶ月以上に達し、外国籍を有する中国人であれば、外国人永久居留の手続きを申請することができる。</p>

外国人が「外国人永久居留証」手続きを申請する場合、通常、申請日から起算し、180 業務日以内に処理完了される。

終わりに

以上はあくまでも現地法人駐在員の交代にあたり発生するいくつかの問題に回答したものである。なお、現在、世界中で 1 日あたり十数万人の新規感染が確認される状況が続いており、感染拡大状況はまだ沈静化しておらず、外国人に対する中国への入境査証政策は、さらに変化していく可能性があるため、各企業において駐在員の中国への入境手続きを取り扱う際には、やはり現地政府部門へ問い合わせる必要があり、筆者も引き続き注意を払っていきたい。

（里兆法律事務所が 2020 年 7 月 24 日付で作成）